

第 3 期中期目標・中期計画(案)の新旧対照表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第2期） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。 平成20年 2月 29日 厚生労働大臣 <u>舩添 要一</u> 第 1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成20年 4 月から平成25年 3 月までの 5 年とする。 第 2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、<u>各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行うこと。</u>また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や人員及び経費の縮減を図ること。	独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第3期） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。 平成25年〇月〇日 厚生労働大臣 <u>田村 憲久</u> 第 1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成25年 4 月から平成30年 3 月までの 5 年<u>間</u>とする。 第 2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、<u>各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。</u>また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。	独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第2期） 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 2 月 29 日付けをもって厚生労働大臣から指示を受けた独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第2期）を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第2期）を次のとおり定める。 平成 20 年 2 月 29 日 独立行政法人勤労者退職金共済機構 理事長 <u>樋爪 龍太郎</u> 第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行う。</u> また、 ① <u>各退職金共済事業に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務・システム最適化計画をも踏まえた業務手順等の共通化、帳票類の統一化、</u> ② <u>平成 2 3 年度末までの時限措置である適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止等、加入促進業務に係る組織の再編、</u> ③ <u>建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る特別事業については、事業規模が相当程度小さくなっている一方で、単独で資産運用を行っており、また、独立の組織・人員により業務を運営しているが、資産運用業務については、特別事業も含めて執行体制の統一により、資産の管理業務のみ残ることになるため、組織・人員を縮小、</u> ④ <u>各退職金共済事業の電話対応業務の一元化の検討、</u>	独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第3期） 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示を受けた独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第3期）を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第3期）を次のとおり定める。 平成 25 年〇月〇日 独立行政法人勤労者退職金共済機構 理事長 <u>額賀 信</u> 第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。</u> ① <u>退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。</u> ② <u>業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。</u>	独立行政法人の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し内容について（平成25年1月28日付け厚生労働省発総0128第1号。以下「見直し内容」という。） 「見直し内容」 第 2 業務全般に関する見直し 4 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化するとともに、情報セキュリティの強化等、安全性及び確実性を向上させるものとする。

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
2 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、<u>向上</u>を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。	2 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、<u>「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。</u> 3 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	<u>⑤ 退職金共済事業及び財産形成促進事業の広報業務の連携、</u> <u>などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の削減を図る。</u> <u>さらに、業務・システム最適化計画を踏まえ、契約締結及び退職金支給に係る書類の審査業務等について電子化、機械処理を拡大するとともに、業務処理方法を見直すことにより外部委託を拡大し、事務処理の効率化を図る。</u> 2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。 3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 4 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18％以上の削減を行う。旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手	2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。 3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、<u>「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のⅠの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</u> <u>また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。</u> 4 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 5 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促	「見直し内容」 第2 業務全般に関する見直し 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。（略） 「見直し内容」 第2 業務全般に関する見直し 5 業務運営の効率化等により、更なる経費の節減を行うものとする。

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<u>職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成23年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で1％程度、人件費以外の一般管理費で8％程度の額を削減すること。</u> （2）人件費 総人件費については、<u>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準とする削減を引き続き着実に実施すること。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</u> <u>また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化にすみやかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</u> ① <u>職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</u> ② <u>事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</u> ③ <u>国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</u> ④ <u>その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</u> （3）<u>随意契約の見直しについて</u> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、<u>随意契約の適正化を推進すること。</u> ① <u>「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</u> ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される	<u>促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5％以上の削減を行うこと。</u> （2）人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、<u>政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</u> また、機構の給与水準については、<u>国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</u> （3）<u>契約の適正化の推進</u> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ① <u>「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</u> ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	<u>当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成23年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で1％程度、人件費以外の一般管理費で8％程度の額を削減する。</u> （2）人件費 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5％以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、<u>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</u> さらに、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。 （3）<u>随意契約の見直しについて</u> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、<u>随意契約の適正化を推進する。</u> ① <u>機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</u> ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される	<u>進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5％以上の削減を行う。</u> （2）人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、<u>政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</u> また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。 （3）<u>契約の適正化の推進</u> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 ① <u>「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</u> ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、<u>実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等</u>	

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 （1）一般の中小企業退職金共済事業 ① 今後の確実な支給に向けた取組 未請求退職金の発生防止の観点から、 - 加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること - 退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成24年度）までに、<u>1％</u>程度とすること。	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する「契約監視委員会」において、契約の点検・見直しを行うこと。 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 （1）一般の中小企業退職金共済事業 ① 今後の確実な支給に向けた取組 未請求退職金の発生防止の観点から、 - 加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること - 退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成24年度）までに、<u>1％</u>程度とすること。 ・ 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること ・ 「被共済者退職届」により把握した	<u>方法により実施する。</u> ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1％程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成<u>24</u>年度）においてもその達成を図る。 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 i）加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。 ii）退職後3か月経過しても未請求者の	<u>の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。</u> ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、<u>監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会</u>において、契約の点検・見直しを行う。 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1％程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成<u>29</u>年度）においてもその達成を図る。 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 i）加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。 <u>ii）毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。</u> <u>iii）被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。</u> <u>iv）退職後3か月経過しても未請求とな</u>	「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し 1 退職金共済事業 (1) 確実な退職金支給のための取組 （前略）現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、中退共については、新たな未請求退職金の発生防止対策に重点的に以下の取組等を実施するものとする。 （ア） 中退共 ① 「被共済者退職届」による被共済者の退職時の住所把握の徹底 ② ①による住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に未請求となっている被共済者への請求勧奨を実施 長期末請求者及び長期末更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い長期末請求者及び長期末更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末請求者及び長期末更新者数の縮減方策を検討するものとする。

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
	<u>住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、<u>1%</u>程度とすること。</u>	いる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。 iii) 前記ii) の通知から3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 iv) 前記i) ～iii) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。 <u>なお、退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成23年度末までの実施を検討する。</u>	<u>っている被共済者に対して、前記iii) の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii) の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</u> <u>v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。</u> vi) 前記i) ～v) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。	
② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、<u>すべての未請求退職者の住所等連絡先の把握に計画的に取り組み、本人に直接退職金の請求を促すことにより、中期目標期間内に未請求退職金を縮減すること。</u>	② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、<u>未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。</u>	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 <u>未請求者のいる対象事業所に対して、順次、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</u>	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 <u>既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。</u>	
③ 加入者への周知広報 <u>これまでの周知広報を見直し、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</u>	③ 加入者への周知広報 <u>引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</u>	ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能とする。過去に中退共事業に加入していた事業所についても、未請求者がいる事業所名をホームページに掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を<u>これまで以上</u>に行う。	ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能と<u>しており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。</u> ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を<u>引き続き</u>行う。	
ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	
(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手	(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手	(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における<u>共済手</u>	(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における<u>過去3</u>	「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し 1 退職金共済事業 (1) 確実な退職金支給のための取組

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
帳の長期未更新者への取組 ・ <u>共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格がある被共済者のうち、未調査分のすべてのものについて、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。</u> ・ <u>更新時等においても被共済者の住所を把握すること。</u>	帳の長期未更新者への取組 ・ <u>加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。</u> ・ <u>上記により把握した住所情報を活用し、過去３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。</u> ・ <u>上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。</u> ・ <u>効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。</u>	帳の長期未更新者への取組等 イ <u>長期未更新者への取組</u> i) <u>新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する（データベース化は平成16年度～19年度新規加入者分を含む。）。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</u> ii) <u>共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</u> iii) <u>過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</u> iv) <u>これまでの長期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、前記iii)と同様の措置を講ずる。</u> v) <u>事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼</u>	年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、<u>業界引退者への確実な退職金支給のための取組等</u> イ <u>確実な退職金支給のための取組</u> i) <u>新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</u> ii) <u>共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</u> iii) <u>過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</u> iv) <u>その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</u> v) <u>前記iv)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層については遅くとも平成28年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため）の状況を集計できるようにする。</u> なお、<u>被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</u> vi) <u>被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止</u>	（前略）現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、特退共については、被共済者の情報を整備し、確実な退職金支給のための対策を強化することとし、以下の取組等を実施するものとする。 （イ） 特退共 ① <u>新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底</u> ② ①による住所情報を活用し、過去３年間共済手帳の更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び退職金の請求勧奨を実施 ③ ②の対策を実施後、一定期間経過後も共済手帳の更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施 長期未請求者及び長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い長期未請求者及び長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者及び長期未更新者数の縮減方策を検討するものとする。 上記の請求勧奨の効率的な実施や累積している長期未更新者の現状把握を目的に、被共済者データベースを抜本的に改修するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共） 建退共においては、確実な退職金支給のため、共済契約者に対する適正貼付の要請や加入履行証明書発行の際の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付に努めるものとする。
・ <u>関係者への周知広報の在り方を見直すこと。</u>				

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組 ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 ③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	・<u>長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。</u> ・<u>引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。</u> ② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組 ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から<u>100</u>億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 ③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	びかける。 vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、退職金の支払時に名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ロ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から <u>130 億円</u>程度減少させる。 <u>iv) 実態調査等を通じて共済証紙の貼付状況等に関して把握する。</u> ② 清酒製造業退職金共済事業における<u>共済手帳の長期未更新者への取組</u>	<u>を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。</u> vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 <u>ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</u> ロ <u>累積した長期未更新者を縮減するための対策</u> <u>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。</u> ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から <u>100 億円</u>程度減少させる。 ② 清酒製造業退職金共済事業における<u>長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</u>	

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
・ <u>共済手帳が長期末更新であって退職金の受給資格があるすべての被共済者について、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。</u> ・ <u>更新時等においても被共済者の住所を把握すること。</u>	・ <u>加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。</u> ・ <u>上記により把握した住所情報を活用し、過去３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。</u> ・ <u>上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。</u>	i) 新規加入時に被共済者の<u>住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に住所を記載させる。</u> ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の<u>住所を把握し、その情報をデータベース化する。</u> iii) <u>過去３年以上共済手帳の更新がなく、かつ、２４月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期末更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</u> iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	<u>イ 確実な退職金支給のための取組</u> i) 新規加入時に被共済者の<u>住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</u> ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の<u>住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</u> iii) <u>過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</u> iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 <u>v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</u> <u>vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期末更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。</u> <u>なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</u> vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 <u>viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</u>	

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
	・<u>長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。</u> ・<u>引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。</u>	③ 林業退職金共済事業における<u>共済手帳の長期未更新者への取組</u> i) 新規加入時に被共済者の<u>住所を把握し</u>、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、<u>把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</u> ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の<u>住所を把握し、その情報をデータベース化する。</u> iii) <u>過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査</u>により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	ロ <u>累積した長期未更新者を縮減するための対策</u> 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、<u>長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。</u> ③ 林業退職金共済事業における<u>長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</u> イ <u>確実な退職金支給のための取組</u> i) 新規加入時に被共済者の<u>住所の把握を徹底し</u>、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、<u>共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</u> ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、<u>新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</u> iii) <u>過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査</u>により、その住所の把握に努め、<u>その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</u> iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) <u>その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</u> vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、<u>長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳</u>	

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
2 サービスの向上 （1）業務処理の<u>迅速化</u> 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、<u>業務・システム最適化計画実施に併せ、4事業本部一体となり処理期間を短縮すること。</u>	2 サービスの向上 （1）業務処理の<u>効率化</u> 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、<u>契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては25日以内、特退共事業においては30日以内に退職金等の支給を行うこと。</u>	v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 2 サービスの向上 （1）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。 ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、<u>業務・システム最適化計画の実施に併せ、以下のとおり退職金等支給に係る処理期間の短縮等を行う。</u> i) 中退共事業においては、<u>引き続き受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）に支払う。</u> ii) 建退共事業においては、<u>引き続き受付から30日以内に支払う。</u> iii) 清退共事業及び林退共事業においては、<u>受付から30日以内に支払う。</u> <u>現行の退職金等支給に係る処理期間は以下のとおりである。</u>	<u>更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。</u> <u>なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</u> vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、<u>被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</u> <u>ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</u> <u>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。</u> 2 サービスの向上 （1）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。<u>特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</u> ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、<u>以下の処理期間内に退職金等支給を行う。</u> i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。） ii) 建退共事業においては、受付から30日以内 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内	「見直し内容」 第2 業務全般に関する見直し 3 退職金共済事業において、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させるも

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 <u>これまでの加入者の照会・要望等への対応に係る取組に加え、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させること。</u> <u>また、共済契約者等からの相談については、回答の標準化によりホームページ等を活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図ること。</u>	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。 <u>引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を図ること。</u>	<u>i）中退共事業においては25日以内。</u> <u>ii）建退共事業においては30日以内。</u> <u>iii）清退共事業及び林退共事業においては39日以内。</u> （２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ＆Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。 ③ <u>共済契約者等に対する機関誌等を縮減し、ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。</u>	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ＆Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。<u>さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。</u> ③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	のとする。
（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	「見直し内容」 第１ 事務及び事業の見直し １ 退職金共済事業 (2) 効果的な加入促進対策の実施 独力では退職金制度を設けることができない中小企業の労働者が、少しでも多く退職金制度を利用できるよう、第二期中期目標期間における加入目標の達成状況や各退職金共済事業を取り巻く経済環境等を検証した上で加入目標数を設定し、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き効果的な加入促進対策を実施し、加
3 加入促進対策の効果的实施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、<u>これを達成するため、中小企業退職金共済事業への加入促進対策を効果的に実施すること。</u>	3 加入促進対策の効果的实施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、<u>これを達成するため、中退共においては中小</u>	3 加入促進対策の効果的实施 （１）加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。	3 加入促進対策の効果的实施 （１）加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。	

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
	<u>企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。</u>	① 中退共事業においては <u>1, 9 4 3, 0 0 0</u>人 ② 建退共事業においては <u>6 4 0, 0 0 0</u>人 ③ 清退共事業においては <u>7 5 0</u>人 ④ 林退共事業においては <u>1 1, 5 0 0</u>人 合計 <u>2, 5 9 5, 2 5 0</u>人 （２） 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページ等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 <u>ハ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</u> ニ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、<u>今後とも高い成長が見込まれる分野の業種等に対する加入促進に重点をおいた対策を行う。</u> ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化するとともに、<u>委託先の拡大に努める。</u>また、既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。	① 中退共事業においては <u>1, 6 2 0, 0 0 0</u>人 ② 建退共事業においては <u>5 4 5, 0 0 0</u>人 ③ 清退共事業においては <u>6 5 0</u>人 ④ 林退共事業においては <u>1 0, 5 0 0</u>人 合計 <u>2, 1 7 6, 1 5 0</u>人 （２） 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ハ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。 既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 <u>関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市</u>	入者数の増加を図るものとする。

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
		ニ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、<u>建退共事業の未加入の事業主</u>に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ホ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。 ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ⑤ <u>適格退職年金からの移行促進</u> <u>厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するための周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化する。</u> ⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。 ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、	<u>（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。</u> <u>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。</u> <u>厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。</u> ハ <u>建退共事業においては、</u>関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、<u>未加入事業主</u>に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ニ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。 ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ③ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ <u>中退共事業においては、</u>独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。 ロ <u>建退共事業においては、</u>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ <u>林退共事業においては、</u>いわゆる「緑	

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
Ⅱ 財産形成促進事業 （１）融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、<u>適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善</u>等に資する融資を実現すること。 （２）周知について ① ホームページ及びパンフレットにおいて、<u>制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、各種情報の提供を充実させ、申請者である事業主の利便を図るのみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。</u> また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度<u>14</u>万件以上を目指すこと。 ② 中小企業の勤労者の生活の安定及び事業主の雇用管理の改善に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する情報提供の充実を図ること。	Ⅱ 財産形成促進事業 １ 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、<u>適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等</u>に資する融資を実現すること。 ２ 周知について ① ホームページ及びパンフレットに、<u>制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載</u>し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度<u>20万</u>件以上を目指すこと。 ② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する<u>制度の導入及び運営に係る</u>情報提供の充実を図ること。	林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 Ⅱ 財産形成促進事業 （１）融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、<u>適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善</u>等に資する融資を実現する。 また、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から<u>18</u>日以内に貸付決定する。 （２）周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、<u>制度内容、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現とする。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。さらに、貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。</u> また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度<u>14万</u>件以上を目指す。 ② 退職金共済事業における共済契約者への情報提供や各種会議等の機会を捉え、財産形成促進事業の周知を併せて行うことにより、中小企業に対する情報提供の充実を図る。	の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 Ⅱ 財産形成促進事業 １ 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、<u>適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等</u>に資する融資を実現する。 <u>また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。</u> <u>さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。</u> ２ 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、<u>制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。</u>また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 <u>20万</u>件以上を目指す。 ② 中小企業に対する<u>制度の導入及び運営に係る</u>情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。 <u>・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。</u> <u>・地方公共団体等（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。</u> <u>・事業主団体と連携をとり、個別事業所に</u>	「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し ２ 勤労者財産形成促進事業 (1) 中小企業に対する情報提供の充実 勤労者財産形成促進制度の普及が進んでいない中小企業に対する制度導入を後押しできるよう、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るものとする。

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。 ④ <u>経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行すること。</u> 第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「<u>累積欠損金解消計画</u>」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。 2 健全な資産運用等 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。 第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「<u>累積欠損金解消計画</u>」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。 2 健全な資産運用等 ・ <u>各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。</u> ・ 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度<u>5,000</u>カ所以上に送付することを目指す。 ④ <u>経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行する。</u> 第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「<u>累積欠損金解消計画</u>」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。 ① <u>健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善</u> ② <u>事務の効率化等による経費節減</u> 2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「<u>資産運用の基本方針</u>」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。 ② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。	<u>直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。</u> ・ <u>企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。</u> ③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度<u>6,000</u>カ所以上に送付することを目指す。 3 勤労者財産形成システムの再構築 <u>レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。</u> 第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「<u>累積欠損金解消計画</u>」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。 2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、<u>外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。</u> ② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。	「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し 1 退職金共済事業 (3) 財務内容の改善に向けた取組 ア 累積欠損金の確実な解消 （前略）厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、累積欠損金の早期解消に向けて「<u>累積欠損金解消計画</u>」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。 イ 健全な資産運用の実施 市場環境の変化を踏まえ、引き続き安全かつ効率的な資産運用に努めるものとする。 「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し 2 勤労者財産形成促進事業 (2) 自立した財政運営の実施 財形勘定に対する運営費交付金の平成25年度からの廃止に伴い、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施するものとする。

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、<u>中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指すこと。</u> <u>このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する「財形勘定収支改善等計画」を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、適切な債権管理に努めること。</u>	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、<u>平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。</u>	③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	
Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融资への着実な償還を行うこと。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融资への着実な償還を行うこと。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、<u>効果的な普及啓発活動により貸付額の確保を図りつつ適正な貸付金利の設定等により中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指す。</u> <u>このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する「財形勘定収支改善等計画」を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、金融機関等を通じ債権の適切な管理に努める。</u>	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、<u>平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</u>	
Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。	
第 5 その他業務運営に関する重要事項 （1）保有する資産について <u>機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずること。</u> ① <u>退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行うこと。</u> ② <u>松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、早期に売却等の方向で検討を行うこと。</u>	第 5 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、<u>それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。</u>	第 4 その他業務運営に関する事項 （1）保有する資産について <u>機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。</u> ① <u>退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、中期目標期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行う。</u> ② <u>松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。</u>	第 4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について <u>退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。</u> ① <u>退職金共済事業と財産形成促進事業の広</u>	
（2）退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、普及促進における両事業の連携を図ることとする。		（2）退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について <u>退職金共済事業と財産形成促進事業の広報</u>	1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について <u>退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。</u> ① <u>退職金共済事業と財産形成促進事業の広</u>	「見直し内容」 第 2 業務全般に関する見直し 6 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
	2 <u>災害時における事業継続性の強化</u> 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。	<u>媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</u> 第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙ー 1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙ー 2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙ー 3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙ー 4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙ー 5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙ー 6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙ー 7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙ー 8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙ー 9 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙ー 10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙ー 11 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙ー 12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙ー 13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙ー 14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙ー 15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙ー 16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙ー 17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙ー 18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙ー 19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙ー 20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙ー 21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 資金不足に対応するための短期借入金 (1) 限度額	<u>報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</u> ② <u>中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付する。</u> ③ <u>中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付する。</u> ④ <u>中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。</u> 2 <u>災害時における事業継続性の強化</u> <u>災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。</u> 第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙ー 1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙ー 2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙ー 3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙ー 4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙ー 5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙ー 6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙ー 7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙ー 8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙ー 9 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙ー 10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙ー 11 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙ー 12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙ー 13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙ー 14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙ー 15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙ー 16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙ー 17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙ー 18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙ー 19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙ー 20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙ー 21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 限度額	ものとする。

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
		① 中退共事業においては 2 0 億円 ② 建退共事業においては 2 0 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては <u>2</u> 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0. 2 億円 （2） 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 <u>2 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金の不足への対応</u> <u>限度額 4 2 8 億円</u> 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 <u>川越職員宿舍土地を中期目標期間中に速やかに処分を行う。</u> 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務	① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては <u>600</u> 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては <u>0.1</u> 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② <u>財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため</u> ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 <u>なし</u> 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、<u>財形勘定</u>及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ <u>財産形成促進事業</u>	

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
		③ 雇用促進融資事業 (別紙 1 ～ 2 1) (略)	④ 雇用促進融資事業 (別紙 1 ～ 2 1) (略)	